

第9次地方分権一括法 施行期日一覧(本則)

条番号	所管府省	法律名	制定年	法律番号	【柱書】	【第1号】	【第2号】	【第3号】	【第4号】
					公布の日	公布日から 3月	公布日から 6月	H32. 4. 1	H33. 4. 1
1	内閣府	健康増進法	平14	103		○			
2	内閣府	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律	平24	66				○	
3	総務省	地方独立行政法人法	平15	118		○			
4	文部科学省	教育職員免許法	昭24	147				○	
5	文部科学省	社会教育法	昭24	207	○				
6	文部科学省	図書館法	昭25	118	○				
7	文部科学省	博物館法	昭26	285	○				
8	文部科学省	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	昭31	162	○				
9	厚生労働省	児童福祉法	昭22	164				○	
10	厚生労働省	介護保険法	平9	123					○
11	経済産業省	火薬類取締法	昭25	149			○		
12	国土交通省	建設業法	昭24	100				○	
13	国土交通省	建築士法	昭25	202	○				

第9次地方分権一括法 施行期日一覧(附則)

条番号	所管府省	概要 (基本的に見出し と同じ語句を入力)	区分 調・調整規定 経・経過措置 引・引用法律	本則の法律	(引用法律改正の場合)		【柱書】 公布日	【第1号】 公布日から 3月	【第2号】 公布日から 6月	【第3号】 H32. 4. 1	【第4号】 H33. 4. 1
					制定年	法律番号					
1	-	施行期日	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	介護保険法の一部改正に伴う経過措置	経	-	-	-					○
3	-	罰則に関する経過措置	経	-	-	-			○		
4	-	政令への委任	経	-	-	-	○				
5	-	検討条項	-	-	-	-				○	
6	総務省	地方自治法の一部改正(別表第一健康増進法(平成十四年法律第百三号)の項の改正規定に限る。)	引	健康増進法	昭22	67		○			
		地方自治法の一部改正(別表第一健康増進法(平成十四年法律第百三号)の項の改正規定を除く。)		建設業法						○	
7	文部科学省	文化芸術基本法の一部改正	引	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	平13	148	○				
8	内閣府	健康増進法の一部を改正する法律の一部改正	引	健康増進法	平30	78		○			